

5 弥監公表 第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及の規定に基づき行政監査(市民協働課)を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年1月26日

弥富市監査委員 佐藤 孝

同 佐藤 高清

令和5年度

行政監査結果報告書

学区別コミュニティ推進協議会事務局職員のあり方について

令和6年1月26日

弥富市監査委員

令和5年度 行政監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和5年8月1日から令和6年1月26日まで

監査委員による監査実施日

令和5年9月27日・令和5年10月23日

3 監査の対象

市民生活部市民協働課

学区別コミュニティ推進協議会事務局職員のあり方について

4 監査の目的及び方法

学区別コミュニティ推進協議会の運営について、事務局職員による各学区の事務が適切に行われ、合理的かつ効率的に実施しているかの確認を目的として監査を実施した。

各学区の事業内容及び収支等についての書類を確認した。

事務局を担当する職員にヒアリングを行い、事業内容、通帳の管理及び現金の取扱いが適切に行われているか、事務局の職務内容、兼務で事務局の業務を行うことのメリット及びデメリット等について、対面にて監査した。

また、監査対象の課長及び部長、総務部長から説明を求め、質疑応答形式で監査を実施した。

5 経緯

市民協働課に対し、令和5年8月14日付け5弥監第36号「コミュニティ推進協議会担当者の配属について（依頼）」により、コミュニティ推進協議会担当者配置の根拠及び基準、勤務命令権者の根拠、時間外勤務の予算の内訳について提出

を求めた。

市民協働課から、令和4年度及び令和5年度の「学区別コミュニティ推進担当者辞令交付について」の起案文書の写しが提出され、各学区及び地区コミュニティ推進協議会事務局職員は、辞令により命じられていることを確認した。

その他、令和5年3月7日に実施された、令和5年度学区別コミュニティ推進担当者説明会の資料より、「時間外勤務手当は1人当たり年間予算額30万円」「30万円を超えないように各自で管理をお願いします。」と明記されていることを確認した。また、時間外勤務・休日勤務命令簿の命令権者が所属長であることを、同資料より確認した。

令和5年9月27日、市民生活部長及び市民協働課長に、監査委員がヒアリングを行った。

勤務命令権者について確認し、「事務局職員が所属している課長が、課員の理解及び協力を得ながら勤務命令を出している」という回答を得た。

弥富市学区コミュニティ推進協議会事務局職員制度実施要綱第2条に「市長は、各協議会に事務局職員を配置する。」とあり、他任命権者（教育委員会、議会事務局、監査委員事務局）の所属職員に事務局職員を任命する根拠について、次のとおり回答を得た。

「事務局担当者は、研修や人材育成の一環として、現場で地域とのつながりを学ぶ機会として、要綱で定めた内容及び方針に従い従事してもらっており、その観点からも、教育委員会、他任命権者であっても、人材育成の必要性にご理解をいただき、辞令を交付している。」

事務の執行管理、服务等、不祥事等があった際の監督責任者について確認し、次のとおり回答を得た。

「服務上は所属長が勤務管理等の権限監督責任で、例えば横領など業務上のことであれば市民協働課長、というように、権限監督の分担により責任を負う。」

現金を事務局で保管又は事務局が立て替えて前払いしていることについて確認し、次のとおり回答を得た。

「令和4年6月に、弥富市公金等取扱適正化対策委員会がまとめた、弥富市公金等の適切な取扱指針において、公金等の保管、管理責任を明確に示している。その中で、職務と関係のない現金を市民から預かることを禁止しているが、学区コミュニティ推進協議会において、現金を扱うことは禁止していない。コミュニ

ティ推進協議会側から、緊急的な場合は平日仕事をしており、どうしても支払いに行けない場合もたまにはあるので、その時は事務局に協力してもらいたいという要望も、地元の方からいただいております、その点については事務局と相談しながら進めてほしいとお願いをさせていただいた。従って、不適切な取り扱いはないと考えている。しかしながら、人材育成の目的から、職員の立替え払いが必要かどうかの観点では、かならずしもそうではないため、協議会の実情に則し、職員の取扱い業務内容について再度検討していきたいと考えている。」

市民協働課においては、コミュニティ推進協議会に対して補助金の交付を行っているが、事業や運営内容については関わっておらず、他学区の事務局職員同士でサポートし合う体制もなく、各学区の事務局職員2名だけで行っている。また、コロナ禍を経て学区によって仕事の量についての格差が大きくなった。これらを踏まえ、事務局の在り方について見直しが必要と考えられるが、どのように考えているか、について次の回答を得た。

「各コミュニティ推進協議会で事業や活動内容が異なっているため、仕事量に差があることは承知している。仕事量が増えることで、適切にその対価を支払っていくことは当然であり、また、課内の通常業務についても再配分することは、毎年総務部長を通じて依頼し、徹底している。今後もコミュニティ活動の充実した支援ができるよう、事務局職員に対する支援もしっかり行っていきたいと考えている。コミュニティの業務に限らず、市役所内の各課でも業務量や業務内容が異なる。そういった点からも市役所全体で、常に業務の効率化を図り、効果的に進める必要があると考えている。市民協働課としては、事務局への支援として、市として、改めて地域コミュニティや市民との協働の必要性について、一緒に考えていく機会として、講演会を11月に企画した。人口減少の核家族化の進展、地域住民との関係性の希薄化が進む中、地域課題を主体的に解決に向けて取り組んでいく自治組織としてのコミュニティ推進協議会の果たす役割は非常に重要であると考えている。市としても、人的支援や財政的支援をしっかりと行っていかなければならないと考えている。」

令和5年10月23日、総務部長、市民生活部長、市民協働課長に、監査委員がヒアリングを行った。

区長（コミュニティ役員または会長）からの意見で、担当者の部署が固定されていないため、市役所を訪ねても落ち着いて相談できず、市との連絡が取りづらい。また、過去の引継ぎを行っていくためにも、事務局を決まった一つの部署で対応できるよう市に検討を求めたことについて、次のとおり回答を得た。

「事務局とコミュニティの役員との相談や打合せについては、年度当初に顔合わせをし、所属や連絡先などを交換し、相談事案などがあれば、事務局も会議や出張等で不在の可能性もあるため、お互いの都合などを調整して行っており、コミュニティの役員にもご理解を頂いていると考えている。

事務局の担当者の任期について、引継ぎ等を考慮して2年としている。また、各地区の体育委員や文化委員などの役員の方々の任期も2年なので、行事や活動などの詳細については、各部会などで相談し、過去から行っていただいている。

夏祭りや防災訓練などの反省会を先日六役会で行ったところ、各学区会長からは、各事業で本当に事務局はよくやってくれているとの感謝の言葉をいただいております、事務局の体制に対する改善や要望などは特になかった。この点に関しても現場の様々な方々とのコミュニケーションを通じて学ぶことができた貴重な体験の成果が出ているという。今までの学区会長会からも引き続き事務局制度の継続の意見が出ているので、市としては現体制が最善であると考えている。」

上記の回答を受け、監査委員からの質問があり、「担当部署を1つの部署が担当すれば、この問題は一気に解決するのではないか。」に対し、「今まで通りの支援ができなくなる。」という回答を得た。

事務局を2年担当することについて、「積極的にやりたい職員もいるかもしれないが、そうではない職員もいると思われるが、その方針を進めていかざるを得ないのか」という、監査委員の質問に対し、「職務命令だからというトップダウンの形で辞令を出しておらず、職員には理解をしてもらっている。」という回答を得た。

関係部署（事務局職員の任命権者の件は人事秘書課、組織機構関係は企画政策課など）と協議を行うよう求めたことについて、次の回答を得た。

「市長を始め関係部課長が集まり、事務局の体制について、意見交換を行い、協働の理念を体現する場として、市役所は市民の役に立つ所という「現場主義」の考えのもと、また、人材育成の観点から現体制が適切であり、かつ必要なものとの考えに至った。

事務局担当者から出た意見は、事務局担当者の負担軽減と人材育成の両面の研修等に取り組んでいくことも必要であるが、地域が抱える課題の解決については、行政と市民の相互理解が必要であり、市全体が協働に対する共通認識を育むために、人材の育成、地域協働に対する考え方などについて、区長等の役員を対象に講演会などを通じて情報共有などを積極的に行っていく必要があるのではなか

との意見があった」。

人材育成として、会議の進め方や事務について経験し、今後の職務に活かせるとのことだが、それは別の方法で習得することもでき、時代も変わってきているのだから、一つの部署で主体性を持って進められるよう検討を求めたことについて、次の回答を得た。

「部門を越えた広い視野と調整力を鍛える機会は限られており、座学等による研修では政策形成能力などテクニックが強調されても、空気感や肌感を感じながらの調整スキルが取り上げられることは少ないため、研修の場としては代えがたいと考える。また、市役所の業務の多くは現場の声考えが大切であり、その生の声を聞ける場でもある貴重な機会であると考えている。総合計画等の様々な計画の中で「協働」というワードは強調されており、市としても具体的な施策の中で体現していくべきものであると考えている。

コミュニティ事務局を担当すると、地域の役員から意見や相談などが持ちかけられることがよくある。それらの案件を担当課につなぐことで、市役所内でどのような事業などが行われているか知ることができ、また、いただいた意見などが、自分が担当する業務改善や市の施策として活かせたりできる点も様々な部署にまたがるメリットであると考えている。

職員側から手が上がり、積極的に協働に関わりたいと言ってもらえるよう職場の環境づくりにも努めていければと思う。」

現在十四山地区だけが担当部署の職員で対応しているが、弥富市として統一するよう検討を求めたことについて、次の回答を得た。

「十四山地区にコミュニティ推進協議会は町村合併を契機に立ち上がっており、十四山地区における各行事に対する取り組み方や会議等の進行・段取りなどについて、合併前は十四山公民館が主導で行っていた事業を踏襲しているため、旧弥富町のコミュニティ推進協議会とは行事に対する考え方が異なっており、また、十四山地区の住民の中でも従来のやり方が浸透しているため、やり方を統一することが難しい状況である。従って、十四山地区のようにスポーツセンターの職員が対応するような体制は考えていない。

まずは早急な改善が求められている、コミ事務局の現金等の取扱いと事務負担の軽減等について、通帳や現金管理などについて、区長会等の会計の役職の方と協力して行うよう各地区にお願いをしたり、区長六役会においても各会長に再度コミュニティ推進協議会の現金管理などについて依頼をし、全コミュニティ推進協議会で同じやり方になるよう順次、やり方に見直しを進めている最中でもある。

る。」

令和5年11月22日付け5弥監第59号「市民協働課行政監査における公金等の取扱いについて（依頼）」について、令和5年9月27日に次のとおり回答している。

「弥富市公金等の適切な取扱指針において、公金等の保管、管理責任を明確に示している。その中で、職務と関係のない現金を市民から預かることを禁止しているが、学区コミュニティ推進協議会において、現金を扱うことは禁止していない。」

これは、弥富市公金等の適切な取扱指針の「重点取組事項」の「①現金管理ルールの特化」の「ウその他私費の取扱いの適正化」に記載されている。コミュニティ推進協議会事務局職員が、職務で取り扱う公金以外の金銭が、「準公金」ではなく「その他私費」の取扱いとしている根拠を求め、次のとおり文書にて回答を得た。

「コミュニティ推進協議会は地域内に在住・在勤する住民が、主体的に活動・運営する地域自治組織になります。

コミュニティ推進協議会事務局職員は、その協議会に属する位置付けとして、協議会役員と協力しながら、協議会の事務や活動を支援しております。

市役所の各課が担っている各種団体の事務局とは異なっております。

コミュニティ推進協議会の経費は、会費や市補助金などを充てるとしており、その取扱いについては、原則、コミュニティ推進協議会内で取り決めているルールに基づいて取扱うこととしております。

事務局職員が現金等を取扱う場合には、事務上の効率面や協議会の会計担当からの依頼があった場合など各コミュニティ推進協議会の会計担当役員と確認したうえで取り扱うこととしております。

そのため事務局職員が取扱う協議会の経費等については、令和4年6月に弥富市公金等取扱適正化対策委員会がまとめた「弥富市公金等の適切な取扱指針」の適用を受けるものではありません。」

令和5年12月19日付け、5弥監第66号「市民協働課行政監査における公金等の取扱い（準公金）について（依頼）」にて、コミュニティ推進協議会の経費は「弥富市公金等の適切な取扱指針」の摘要を受けるものではないという回答について、弥富市公金等の適切な取扱指針と同日に作成された「調査・検証報告書」の準公金には、各コミュニティ推進協議会と記載されており、弥富市公金等の適切な取扱指針の適応を受けるものと考えられるため、そうではない根拠を示すことを求

め、次のとおり文書にて回答を得た。

「調査・検証 報告書」と「弥富市公金等の適切な取扱指針」は、同日付けとなっておりますが、作成目的や作成工程が全く異なったものとなっております。」

令和5年12月19日、上記の依頼の趣旨について、監査委員事務局長及び主査が、副市長へ説明をした際、副市長から口頭で次のとおり説明を受けた。

「調査・検証 報告書は洗い出したものだから記載があるが、それを精査して弥富市公金等の適切な取扱指針ができた。その結果、各コミュニティ推進協議会は対象外となった。」

上記の説明を受け、副市長に次の質問をした。

「事務局員を命ずる」と辞令を市が出しているのに、担当職員はコミュニティのお金を扱うことは公務になる。職務で扱っているのに準公金ではないか。準公金でないということが事務局職員に伝わっているのか。その質問に対して次の回答を得た。

「お金を扱うことは（担当者に）命じていない。準公金ではないということは市民協働課が説明会で担当者に伝えることである。」

令和5年12月22日、監査委員事務局から市民協働課長へ次のことを確認した。

令和5年12月19日付け、5弥監第66号「市民協働課行政監査における公金等の取扱い（準公金）について（依頼）」についての回答では、調査・検証 報告書で精査した結果、コミュニティ推進協議会の現金を準公金から外した経緯と理由がわからないので、明確に示してほしい。

それに対して市民協働課長から次の回答を得た。

「弥富市公金等の適切な取扱指針」は市民協働課で作成したものではないから答えられない。」

6 監査の結果及び意見

担当部署はコミュニティ推進協議会及び事務局との関りを密にすることを求める。

コロナ禍を経て各学区及び地区のコミュニティ事業の内容も変化してきた。今後のコミュニティ推進協議会のあり方について、前例踏襲にとらわれることなく常に改善に取り組み、地域のコミュニティの活性化に主眼を置き、市民及び担当部署、事務局職員にとってより良いあり方を多角的に勘案されたい。

令和6年1月26日

弥富市監査委員 佐藤 孝

同 佐藤 高清